

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

20 春闘期闘争速報

2020年6月5日 全組合員配布

地公労は6月4日、佐久間寛道総務管理部長と2020春闘地公労交渉を実施した。吉田裕史地公労議長（高教組）は、労使対等のもと誠意ある交渉による労使合意を確認し、春闘重点課題を迫及した。交渉の主な内容は以下の通りです。

【労使関係の基本的事項は従来通り】

労使関係については、説明すべきものは説明し、話し合うべきものは話し合い、その中で合意形成を目指していくことが基本姿勢である。今後も諸般の勤務条件については、労使合意を目指して誠意を持って話し合っていきたい。

【給与の臨時的削減課題】

毎年の財政状況については、別に説明する場を設けたい。財政収支の収支不足が解消し、臨時的削減の必要がなくなった場合は、その時点で期間を前倒しして臨時的削減を終了することとなる。

【公民較差の大きい初任給の改善】

初任給については、昨年度の人事委員会勧告に基づき、引き上げ改訂を実施したところであり、今後も国、他の都道府県及び民間の状況を注視していきたい。人材確保の観点からも問題意識としてもっている。

【併給調整】

地域手当と特勤手当の併給調整は、地域手当の制度趣旨及び国や他の都道府県の状況を踏まえ、人事委員会勧告に基づき実施しているものであり、適当なものである。地域手当との併給調整に伴う水準低下の補填を理由として、給与水準を引き上げることはできない。

【各種休暇については全国状況から妥当】

休暇制度構築も大切だが、休暇を取得しやすい環境づくりも大切と考えている。不妊治療と仕事の両立は重要な課題であると認識しており、具体の制度について検討を進めた上で、人事委員会と調整したい。

【再任用職員採用について】

フロアから、賃金水準が低いこと、高校現場では希望した任用形態と異なる任用が行われているなどの訴えが上がった。

再任用職員の給与水準及び給与のあり方については、国における定年延長の議論を踏まえ検討を進めていく。採用枠の確保や具体的な採用については、各任命権者の判断で対応すべきものである。

交渉冒頭、佐久間寛道総務管理部長から、「新型肺炎への対応」「現在行われている県職員給与の臨時削減への協力」に対して、感謝申し上げたいと発言がありました。

新型肺炎感染症の影響から、国人勸、県人勸の時期が遅れるのではないかとささやかれています。民間労組も含め春闘期のとりにくみが満足に行えていない現状がありますが、人勸期、確定期に向け地公労で一層団結し、とりにくみをすすめていく必要があります。

※例年同日交渉前に、新教連評議会を行っていますが、今年度は新型肺炎感染症拡大防止の観点から、書面議決対応といたしました。